

総務常任委員会

平成16年12月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎松田 正 ○嶋田 善行 西谷 剛周
森河 昌之 小野 隆雄 坂口 徹
浅井議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
同 課 長 補 佐	加藤 惠三	企画財政課長	藤原 伸宏
企画財政課参事	野口 英治	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	税 務 課 長	植嶋 滋継
同 課 長 補 佐	清水 修一	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
教委総務課長	野崎 一也	同 課 長 補 佐	吉村 三郎
生涯学習課長	阪野 輝男	同 課 長 補 佐	加藤 保幸
同 技 師	平田 政彦	同 技 師	荒木 浩司
監 査 書 記	佐藤 滋生		

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午後 2 時 3 0 分）
署名委員 嶋田委員、西谷委員

委員長 おはようございます。森河委員が若干遅れるようございますが、あとはみなお揃いでございますので、ただ今より総務常任委員会を開きたいと思っております。議題に入ります前に町長の挨拶をお受けします。

（ 町長挨拶 ）

委員長 それでは本日の本委員会の署名委員に嶋田委員と西谷委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

本日の議案は本会議から付託をされました事案を中心に進める事にいたしてまいりたいと思っておりますが、お手元に配布をいたしておりますレジメに従って議事を進行してまいりたいと思っております。

まず始めに付託議案の（ 1 ）議案第 4 1 号、史跡中宮寺跡の用地取得についてを議題といたします。説明を求めます。

生涯学習 それでは議案第 4 1 号についてご説明申し上げます。議案書を朗読
課長 いたします。

（ 議案書朗読 ）

生涯学習 次のページをご覧いただきたいと思ひます。

課長

（ 議案内容朗読 ）

生涯学習 詳しい内容等につきましては、前回 1 1 月 2 6 日に開示いたしました一覽表のとおりでございます、慎重審議をいただきましてご承認賜りますようよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

課長

委員長 説明が終わりました。質疑・ご意見ございましたらお受けしたいと思います。

(質疑なし)

委員長 特にごさいませんか。
それでは既に説明も受けてる事ありますので、質疑がないよう
ありますから、議案第41号につきましては原案どおり可決すること
にいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 次に議案第42号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)
についてを議題といたします。説明を求めます。

企画財政 議案第42号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)に
課長 ついて、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政 まず、11月26日の総務常任委員会において、提出予定議案として
課長 当補正予算のご説明いたしました内容から、変わりました点について
、ご説明させていただきます。土木費において、法定外公共物に係る
管理システム構築業務委託料として550万円の補正をお願いして
おりましたが、他の同様の業務との調整を図り、十分検討をしてまい
りたいと考えておりますので、補正を見送ることといたしました。ま
た、これにともない、予備費から財源を充てることとしておりましたが、
550万円を予備費に戻させていただいております。

それでは、予算に関する説明書によりまして、まず歳入からご説明
をさせていただきます。

補正予算書の9ページをお開き下さい。まず、歳入からご説明をさ

せていただきます。

第1款町税、第1項町民税、第1目個人の現年課税分で、給与所得等の総所得金額の減少率が当初見込みより少なかったことなどにより、4,400万円の増額補正を、第2項固定資産税、第1目固定資産税では、地価の評価額が当初見込み下回ったこと、また、設備投資額が減少し償却資産が当初見込額より減少したことにより1,460万円の減額補正をお願いするものであります。また、第2目固定資産等所在市町村交付金及び納付金については、日本郵政公社にかかる納付金が確定したことにより111万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、10ページをお開き下さい。第4項たばこ税、第1目たばこ税では、売り渡し本数の増により1,000万円の増額補正、第5項都市計画税、第1目都市計画税では、固定資産税と同じ理由により290万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、11ページをご覧ください。第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金では、児童手当給付費の増減にともない、被用者児童手当負担金、児童手当特例給付負担金、非被用者児童手当負担金それぞれ補正をお願いするものです。また、第2項国庫補助金、第4目教育費国庫補助金では、小学校費補助金及び中学校費補助金において、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金について対象事業費が増加いたしますことから、それぞれ増額し、また、第3節幼稚園費補助金につきましても、幼稚園就園奨励費補助金において、対象事業費が増加することから39万2千円の増額補正をお願いするものです。

次に、12ページをお開きください。第4節社会教育費補助金ですが、保存整備費等補助金については、史跡藤ノ木古墳にかかる第6次発掘調査が国庫補助金を受けられることになりましたことから100万円を増額、一方、古文書調査費補助金については、本年度の国庫補助事業として未採択となりましたことから100万円を減額補正するものであります。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金、第1目総務費県負担金、第1節総務費負担金では、県民税取扱負担金で、先ほどの個人町民税の増額にともない県民税の払い込み額も増加いたしますことから100万円を増額補正するものです。次の第2目民生費県負担金の第3節被用者児童手当負担金と第4節非被用者児童手当負担金につきましては、それぞれ給付額の増減により、補正をお願いするものであります。

次に、13ページをご覧ください。第2項県補助金、第4目教育費県補助金につきましては、先ほどの教育費国庫補助金と同じ理由によりそれぞれ増額補正をするものです。第3項県委託金、第1目総務費県委託金、第5節市町村事務処理交付金につきましては、交付額が決定し交付を受けましたことから66万7千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、14ページをお開きください。第20款諸収入、第4項雑入、第4目雑入、第10節雑入では、平成15年度末で大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の第1期分が完了したことにともない、各市町村が処分場に持ち込んだ処分量に応じて、これまでの負担額を精算いたしましたことから、当町においては還付が生じたので336万3千円の追加補正をお願いするものであります。

続きまして歳出予算の補正についてご説明申し上げます。

まず、職員人件費の関係につきましては、給料、職員手当等、共済費及び職員退職手当組合負担金など、4月に実施いたしました人事異動等に伴う補正を、それぞれの費目におきまして補正させていただいております。総額では、1,891万8千円の減額となっておりますが、職員の育児休業にともない給料、職員手当等が減額になったことによるものであります。

次に、人件費以外の補正につきまして、ご説明をさせていただきます。15ページをお開きください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、次の16ページであります。第7節賃金で、職員の育児休業、病気休暇にかかる臨時職員の雇用が当初見込みを上回ることから臨時職員賃金で279万5千円の増額補正をお願いする

ものであります。

次に、19ページをお開きください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費ですが、次の20ページに第19節負担金補助及び交付金を458万8千円減額しております。これは、社会福祉協議会において職員の退職等にともない人件費が減額になりましたことにより、社会福祉協議会補助金を減額するものであります。また、第28節繰出金であります。国民健康保険事業特別会計における人件費の補正にともない国保職員給与費等繰出金29万1千円の増、及び出産育児一時金繰出金100万円の増により、国民健康保険事業特別会計への繰出金129万1千円の増額補正をお願いするものであります。第3目老人福祉費では、老人保健特別会計において医療給付費等が増額となりますことから、老人保健特別会計への繰出金94万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、21ページをご覧ください。第13目介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計において、介護給付費等が当初見込みを上回ることから介護給付費繰出金を1,173万4千円の増額、また、人件費の補正にともない職員給与費繰出金26万6千円の増額により、第28節繰出金1,200万円の増額補正をお願いするものであります。次に、第2項児童福祉費ですが、22ページをお開きください。第2目児童手当費では、支給対象となる児童数が当初見込みを下回ることから扶助費509万5千円の減額補正をお願いするものです。

次に、29ページをお開きください。第7款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費の第22節補償補填及び賠償金につきましては、先の総務常任委員会においてご説明いたしましたように、龍田西8丁目公社有地の処分にともない、簿価と処分価格の差、5,019万1,366円の売却損が生じますことから、土地開発公社の経営の健全化を図るため損失補填をしていきたいと考えており、ここに追加補正をお願いするものであります。次に、第2目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計における人件費の補正にとまなう職員給

与費繰出金の減額、及び消費税還付金の確定にともなう公共下水道事業費繰出金の増額等により、公共下水道事業特別会計への繰出金259万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費、第1項教育総務費であります。31ページをお開きください。第3目私立学校振興費で、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付を希望される保護者の数が当初見込みを上回りますことから114万6千円の増額補正をお願いするものです。次に、32ページをお開きください。第2項小学校費、第2目教育振興費では、要保護及び準要保護認定者が当初を上回る見込みであることから就学援助費及び給食費援助費62万4千円の増額、また、次ページの第3項中学校費の第2目教育振興費においても同様の理由により就学援助費等35万9千円の増額補正をお願いするものです。第3目保健体育費では、給食調理員の病休にともなう補充として臨時職員を雇用いたしましたことから、賃金31万1千円の増額をお願いするものであります。34ページをお開きください。第4項幼稚園費、第1目幼稚園費、第7節賃金では、教諭の病休にともなう補充として臨時講師を雇用いたしましたことから、賃金42万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、35ページをご覧ください。第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、安田家の古文書整理事業が今年度は国庫補助の採択を受けられなかったことから総額で200万3千円を減額、また、史跡藤ノ木古墳の第6次発掘調査にかかる調査費200万円の増額をお願いするものであります。次の36ページをお開きください。第17節公有財産購入費及び第22節補償補填及び賠償金であります。史跡中宮寺跡整備にかかるトイレ休憩所施設の周辺整備用地につきまして、地権者が買い取りを希望をされており、この用地費1,510万円、補償費204万6千円の追加補正をお願いするものであります。

次に、37ページをご覧ください。第11款公債費、第1項公債費、第1目元金では、平成7年度分と8年度分の減税補てん債の借換えが完了し、本年度に償還すべき元金が確定をしたことにより112万円

の増額補正をお願いするものであります。

38ページをお開きください。最後に、第12款予備費につきましては、今回の補正に要します財源として3,132万1千円を予備費から充てることといたしております。

それでは予算書の6ページにお戻りいただきたいと思います。第2表、繰越明許費でございます。法隆寺門前広場整備事業におきまして、門前東側の若草伽藍跡の発掘調査を引き続き行いますことから、広場整備に着手できますのが年度末になりますので、4,840万円の繰越しをお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻り願いたいと思います。予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政課長 以上で、平成16年度の斑鳩町一般会計補正予算(第6号)についての説明とさせていただきます。何とぞご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 理事者側の説明が終わりました。なお、この補正予算についての、建設水道常任委員会、厚生常任委員会にかかる事案については、それぞれ説明があつて、関係委員会では了承されているという報告を受けています。そういう事もあわせて質疑があればお受けいたします。

小野委員 課長の最初の説明の中で、前回に説明した中で土木費の中、法定外公共物の管理という550万円が削除されている理由として、何か他の方で、というような、簡単に説明いただいたんですが、ちょっと意味が分からないのでどういう理由で、他のもので使えるというような意味、聞いたんですよ、言葉的にね。だからもう一度先ほどの説明のところ読み上げてもらって、それがどういう事なのかもう少し説明してほしいと思うんですが。

企画財政課長 早口で申し訳ございませんでした。いわゆる他の法定外公共物の管理システムという事につきまして、他の同様の業務の調整、調整を図りたいという事で、それらについて検討したいという事で、見送らせてきたわけでございます。他の業務といたしますのは、いわゆる町道の管理等もでございます。また、水道管、埋設物もでございます。そういったもののシステム化というものを、今後十分検討していかななくてはならない、という事もございます。そういった事でそれらの議論との整合性といいますか、調整を図りたいという事でございます。

小野委員 という事は譲与を受ける既明示について、デジタル化しようという事でこれは予算化されていたんだ、という事なんですが、それについて町道明示の既明示をどうするのかとか、課長が言った水道管の管網についてのデジタル化について検討していかなければならないという事で、今回は既明示についての、譲与を受ける既明示、法定外公共物についての既明示についてのデジタル化が総合的に考えていくから、将来はやろうという事で検討し直そうという事で今回見送ったという事で理解してよろしいですか。

企画財政課長 そういった事も含めてしていくという事でございます。

小野委員 それで検討されるという事は、検討の間はそれでいいと思うんですけど、どれだけの費用、今、既明示の里水路、法定外公共物ね、それをデジタル化しようとするだけでも550万円です。それだけの地図整備に入ってきたら、すごい金額が必要となってくるんです。そして今そういう事がね、そういう事をしようというのは確か私が議会へ来て間なし位にそういう話してたんですよ。それがやはり費用面とか職員の配置とかで確か古川市へ視察に行ったと思うんです。局長がそういうのを見てたと思うし、水道では山崎補佐が行ってくれたのは古川市だったと思う。色々検討したけど、すごくお金がかかるんですよ。

だからそういう事を考える事自体がおかしいんですよ、もともとはね。このやり方として。今回そうして無駄遣いというのか、そちらの方で検討されてこれは即する必要がないという事で、下げてくださいという事には記憶してますので。それと、そういう事について担当の常任委員会ではどんな議論があったんですか。総務部長、建設水道常任委員会に出席されていると思うんですが、どういう話があったのかお聞かせ願いたいと思います。

総務部長　ただ今の件につきましては特段質疑等はなかったと、私は記憶しておりますが、ただ、ただ今の担当課長が申しあげました事も踏まえまして、今後どうしていくのか、するとするならばやはり単年度では相当な金額が必要となりますから、計画的にやはりやっていかなくてはならない、そういった事も含めまして今後検討させていただく、という事で担当課と十分協議しながら進んでいきたいと考えております。

小野委員　土木の同じところに入ってくると思うので、聞くのがいいのかどうか、ちょっと気にしながら再度ちょっと聞かせていただきたいなと思うんですが、29ページ、補償補填及び賠償金という、土地開発公社損失補償ですので、土地開発公社は総務委員会だと思うので、前回からも色々この事で議論をされてるんですが、端的に申しあげて現在補填していく簿価との差額というのは、代替用地との、60坪ですかね、これについての現在での簿価との差額なんですね。これで今後、現在その差額というのはすごい金が残っているという事です。色々一般質問なんかでも同僚議員が質問されていて、塩漬けの問題もありますけれども、これらの事も含めてこの中に前から私が言っている道路用地部分、これ1,838万円という支払い利息が簿価に入っています。これがなぜ、という事が何回も言っていて、助役からは何回も謝ってもらっていますけれども、今これ、5,000万円の損失補償なんです。実際、この物件についてのその時に道路用地を処分しておけば1,838万円、これは損失の一つなんです。そのように考えるのは

普通であるし、公社が保有している土地の処分についてはしっかりと本腰を入れてもらわないといけないと思いますし、この道路用地の処分というのは、もう少し開発公社の事務執行について、しっかりとした認識を持っておられたら1, 800万円という金額は、今は何も損失という形では表しておられないけど、実質損失なんですよ。だからそれをしっかりと防げると思うんですよ。その事についてやはり助役からは何回か公式の場所で聞いておりますけれども、開発公社の理事長として町長も一言コメントをいただきたいと思います。

町 長

助役からも何回か申し上げてますように、確かにその時に処理をしていたらそういう問題にはならなかった。現在の過程等については代替地、当時やっぱりかかるがパークウェイを推進するためには代替地を買ってやらなければならない、という議会からの強い姿勢もございましたし、理事者側もできるだけやっぱりその点についてはお金が要りますから、債務保証の関係等もございましたし、当時は債務保証が50億という限界の中でこれ以上はしないという事で、代替地は確定しておりませんが、やっぱりそういう点については、代替地というのは本人が希望されて行っていただいたら一番いいんですけども、なかなか期間が経ちますと、そう簡単にはいかない。この関係等についても当時はおっしゃった方が新風町、かかる方々の民家等については、ここへ全部移っていただけるという事がほぼ確約できるという事からその所を買わせていただいた現状がございますから、やっぱりその当時もこの開発公社で地価が上がっていく場合はいいけれども、地価が下がった場合、町が損する場合はどうしていくかという事で、それは当然町も議会もそういう了解の下で損をしていると。しかしやっぱり塩漬けの問題等については、早く処理をしていかなければならない、という事で2、3年前位から公社計画を立てましてできるだけ少なくするという事で、今の現状から考えますと当時40何億あったものが今は20何億という事でかなり減っております。あと、この間の一般質問でも答えてますように、やはり早く処理をしていき

い。議員もご指摘のように理事長から、そういった関係等については助役が申し上げてますように、私としてもやっぱりそういう事についてできなかったという事について反省しながら、今後の開発公社の運営等に邁進していきたいと考えております。

小野委員 町長、私ね、公拡法に基づいて買って行くという事に対しては致し方ない。バブルがはじけて、これは誰も予想していなかったから。その行為自体は、私は何も責めてないんです。損失補填についても5,000万円という事については、認めていくべきだと私は思っているんです、以前のバイパス用地の何億ですかね、国へ買上げの時も私は賛成の立場で話を進めていったし、これに対するその時の利息に対して毎年いくのか、今早めにいった方が損失が少なくすむという判断で私は賛成したんです。今回のこの件について、私がなぜこれだけ言うか、たとえば、代替用地として地元のいろんな話もあって、買うと、買って置く、取得するという行為に対しては私は了としているんです。その時も議員でいてたし報告も受けてます。ただ、その物件が既に一部道路としてなっているという、その事を踏まえたらその時点で公拡法の縛りもあるか分かりませんが、なぜその時に道路として、道路部分としての408.71㎡ですか、これをしておかなかったんですか、と言っている。この一覧表見てたら、378,607円の諸経費というのはいろんな分配している経緯がある。支払利息1,838万円がその時点で助かってるんですよ。これこそ本当の損失なんです。事務を怠ったという損失、公拡法で一筆ものだから、すぐに処分できなかったのかどうか知りませんが、もし仮にそういう土地だったら、代替用地としてだかえる時にそれは分筆を先方の方でもらって、道路部分は代替用地で使えません、また今後この代替用地を活かすためにはこの道路は必要です、だから元に戻す事もしないでこの部分は道路としてお宅から買上げましょうと。できてたら道路じゃないです、その事を言ってるんです。バブルがはじけてしてるのに、何やねんという言い方は私はしてないんです。前々から。そういう事をな

ぜその時はできなかったのか。だから理事長として、町長が理事会で買取りをする時にこの土地はどういう土地だ、という事を理事会の中でしっかりと議論しておれば、これは道路と一緒にあったらすぐに町へ処分するもの、できたはずです。その事を私は言ってるんです。町長のそれでは、その事に対しての認識が、私は不足していると思いますけれども。これ以上言っても仕方がないのでやめますけれども、しっかりとそれは職員も皆認識してほしい。1, 838万円と言ったらその時の、言葉は適当じゃないかも分からないが、職務に対する認識が不足しているから、これは住民に対して完全な損失を与えたという事になります。その事だけはしっかりと認識をしておいて下さい。終わります。

委員長 他にございませんか。

嶋田委員 10ページのたばこ税なんですけれども、これまた1千万円の増で1億9,500万円、約2億円弱の収入があるんですけれども、これはたばこ小売業の事業者さんの努力によって入ってくる分だと思うんですけれども、システム上は他町に分配されるべきものを方法論として斑鳩のために、斑鳩に入ってくるような形をとっておられるという事について、町はどのように考えておられるのか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

税務課長 たばこ税につきましては、今おっしゃられたように、斑鳩町内に販売所、仕入先のある部分につきましては斑鳩町の方に入ってきていると。その業者の方が他町で販売された場合でも斑鳩町で仕入れられた場合には斑鳩町にたばこ税が入ってくるというシステムになっております。この事につきましては、やっぱり斑鳩町におられて販売していただいている方について、斑鳩町の為にさせていただいている、と考えております。

嶋田委員 近隣では斑鳩町を除いて一番多いところでは王寺町で約8千万円でしたか、斑鳩よりも商業の町である王寺町で約8千万円。それが2.5倍の収入があるという事で斑鳩町のたばこ小売業の事業者さんに対して斑鳩町自体がたばこを吸いなさいという風な事は、もちろん言えない事は重々承知しておりますが、マナーを守れとかそういう風な形でのサポートをやっていただきたいと思っておりますので、その事についてはどうですか。

町長 おっしゃっていただくように、たばこのマナーというものは一番大事であるという事で、斑鳩町につきましてもいかるがホール等では全面禁煙という事で、庁外でたばこを吸っていただくという事になっておりますし、いずれ私は斑鳩の公共施設、本庁あるいはまた出先の関係についても恐らく禁煙になって参ると思っております。そういう事から考えますとやっぱりマナーを高める、以前からも一番マナーで問題になっているのはくわえたばこ等をされますと、どうしてもやっぱりポイ捨てするという事もございますから、そこらの事も十二分にマナーを高めていく、やっぱり質問していただいておりますように、1億9千万というたばこ税が、9,500万円というたばこ税が入ってまいりますから、そういう事を考えますと、我々としても吸う人の権利もございまして、そういう事も十分考えながら、マナーの向上については我々としても今後そういう点について何らかの配慮をしていきたいと考えております。

嶋田委員 よろしく願いいたします。

委員長 他にございませんか。

それでは、私の方から、一応付託事案の審議とちょっと絡みますのでこの際ここでお聞きをしておきたいと思うんですけれども、31ページの私立幼稚園の奨励費の増額の関係ですけれども、この増額というのは一人当りの単価が上げられたという事なのか、加入者が当初予定

よりも増えているから増額になったという事なのか、ちょっとその辺聞かせておいてもらえますか。

教委総務 就園奨励費補助金の分でございますが、これにつきましては、就園
課長 補助金の国庫補助限度額が引き上げられた事によります増もございまして、当然対象者の増もあるという事でございます。

企画財政 国庫補助金の増額という事でございますけれども、対象人数が増え
課長 たという事が主たる理由でございます。

委員長 細かく言えませんか、例えば単価が上がったのか、増額、幾らが幾らになったとか、幾らと想定したものが何人に増えているという事を聞かせて下さいよ。抽象的ではなく。

企画財政 若干、区分毎に分かれておりまして、分かりにくい・・・。
課長

委員長 じゃあね、これは後で審議しますので、それまでの間にちょっと調べておいて下さい。曖昧な関係で何回も言われたら困りますので。というのは、直接この予算の関係ではありませんけれども、例えば追加事案の関係で、私立幼稚園の2項目の関係なんかは、差をつけなよ、という風に言っているわけです。補正を組んでいるわけですから、むしろ必要なものについては予算措置をしていくという事、あるいは組んで措置もしているという関係を明らかにしないとイケない。ところが必ずしも明らかではありませんので、せっかく予算を組まれているんですから、その辺を十分にとらまえて、私立幼稚園の場合にも十分な配慮をしています、という事を皆さんが言えないとだめだと思っんですよ。その為の資料にしたいために質問しているので、その辺なども十分精査をして、後で付託事案の関係について、十分な理解のできるような結論を出したいと思っっていますから、せっかくここで承知をしている部分もあるのですから、そういう面について検討して報告、

後の議案の際にできるようにしておいて下さい。お願いします。

委員長

その他、補正予算の関係でございませんか。

ないようでありましたら、議案第42号平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）については、原案どおり承認することにしたいと思いますがよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長

総務常任委員会としては、原案どおり可決すべきものと認定されました。

委員長

それでは、次に議案第48号、議案第49号、議案第50号、中身は省略しますが、それぞれ町村合併に伴う関係の組織改正、その他の規則の改正・変更という事でございますので、一括上程をして主旨説明を受けご審議をいただくという取扱いにしたいと思いますがよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは48号、49号、50号については、一括上程をし、説明を受ける事にいたします。どうぞよろしくお願いします。

総務課長

それでは議案第48号、議案第49号、議案第50号につきましてご説明申し上げます。ご説明の前に3つの議案書の朗読をさせていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

この3つの議案につきましては、地方自治法第7条第1項の規定に

より平成17年4月1日から添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村が奈良市に編入されることとなり、平成17年3月31日をもって、月ヶ瀬村及び都祁村が廃されることから、3つの一部事務組合において、その組合を組織する地方公共団体の数が2町廃止となり、組合を組織する地方公共団体の数が減少となること、並びに、この合併により奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合及びその他組合におきましては、それぞれの組合同約の中で、組合を組織する2つの村の名称を削除する改正を行うことから、それぞれの組合同約における規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、3つの議案の説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質疑・ご意見ございますか。

(質疑なし)

委員長 ないようでありますから、議案第48号、49号、50号につきましてはいずれも月ヶ瀬・都祁村などの奈良市への編入合併という事に伴う処置として組織、あるいは規約の改正を行う内容のものだという事で原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議ないものにとりまして、議案第48号、49号、50号につきましては原案どおり可決すべきものと決めます。

委員長 それでは次に陳情第4号に移りたいと思います。本会議から追加日程で付託をされました、陳情内容についてであります。事務局長の

方から説明をお願いいたします。

事務局長 陳情書につきまして朗読させていただきます。先に陳情文書表を朗読させていただきます。

(陳情書文書表・陳情書朗読)

委員長 事務局長から朗読をいただきました。この件につきましてはご審議をいただく事になるわけですが、あらかじめこの陳情書について我々の討議の参考にする為に、教育委員会に必要な資料の整理をお願いいたしました。そこで提出をされているわけでありますので、その内容について説明を受けるわけでありますが、特に先ほど私の方から注文いたしておりましたように、15年度の法隆寺幼稚園の園児の奨励金の関係がこの表で出ておりますので、この補正予算に組まれているものも含めているのかどうか、あるいはこの関係について、金額が更に上積みされるのか、あるいはこの価格は含まれたものであるのか、その要因については人員が変わったのか、あるいは単価が変わったのか、という事も合わせてご説明をいただきたい。その事によって、陳情書にあります2項の関係の解明に役立つと考えておりますので、その点も含めてご説明いただきたいと思っております。

教委総務課長 それではお手元に配布させていただいております資料1によりましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、始めの法隆寺幼稚園に対します就園奨励費補助事業の減免額の一覧表でございます。これにつきましては15年度実績をもって表させていただいております。その中で補助限度階層区分というのがございまして、5つの区分に分かれております。その中でなおかつ第1子から第3子までの該当するものという形で挙げさせていただいてるわけでございます。その中で最高157,000円から最低37,700円、減免額に対しまして3歳児、4歳児、5歳児という形で年齢

区分に分けまして、トータル法隆寺幼稚園の園児104名の方がおられますが、その中で補助金として7,673,900円を補助しているという形でございます。なお、これにつきましては、斑鳩町から法隆寺幼稚園に行ってる方159名のうちの104名という事で、約65.4%の方が補助をもらっておられるという事でございます。これにつきましては、15年度実績でございますけれども、先ほどの一般会計補正予算の方では16年度の就園奨励費補助金、増額補正という事でございます。毎年国庫補助の限度額が改正されておりまして、それに伴う補助金の限度額も増という事でございます。各階層毎で変更をいたしております。それにつきましては、当初15年度で第2子の当該区分の2、市町村民税が非課税となる所帯が180,000円であったものが16年度では196,000円という事で16,000円のアップという事で、それと第3子につきましては、222,000円が253,000円という事で31,000円のアップになっております。それと、当該の市町村民税の所得割非課税の所帯につきまして第2子では年額157,000円が176,000円、19,000円の引き上げ、それと第3子につきましては209,000円が246,000円で37,000円のアップという事でございます。それと4区分の市町村民税非課税、所得割の非課税が8,800円以下の所帯という事で第2子が141,000円から161,000円で20,000円のアップ、それと第3子が年額200,000円が241,000円という事でございます。当該区分の5で所得割の課税所帯が102,100円以下の所帯という事で第2子の年額は124,000円が147,000円の23,000円のアップということで、第3子が190,000円が237,000円という事でございます。という事になっております。それにつきまして次の経費の比較でございますけれども、児童一人あたりの設置者負担という事でございます。町立幼稚園と法隆寺幼稚園の区分として分けさせていただいております。まず、幼稚園運営にかかる経費でございますけれども、これにつきましては町立幼稚園につきましては人件費を含む幼稚園運

営費から保育料収入を差し引いた額が1億1990万3129円をさらにこの児童数319人で除しますと、児童一人あたりの設置者の負担が375,872円という事でございます。法隆寺幼稚園につきましては、15年度決算額で支出総額から預り金並びに次年度の繰越金等引いた額で1億2303万3264円に対しまして、保護者からの保育料ほか諸経費収入の、保育料・入園料・施設整備費・教材費・給食費等それらの分を引きますと42,966,264円、それを児童数287人で割りますと児童一人あたりの設置者負担金が、149,708円という事でございます。次でございます。一人あたりの公費の負担という事でございます。町立幼稚園につきましては、先ほど申し上げましたように、町が負担する額を児童数で割ったものと同額でございます。一方、法隆寺幼稚園につきましては、奈良県から受けられました私立幼稚園経常費補助金40,819,000円ならびに私立学校法人に対する助成金30万円、それと幼稚園に対する公費負担分と合計いたしますと41,119,000円という事で、それを児童1人あたりの公費負担にしますと143,272円という額になるわけでございます。保護者への私立幼稚園の就園奨励費用を含んでおりませんのは、他町、いわゆる郡山市とか安堵町の方の入園が多いために、そういう事で就園奨励費については含んでおりません。それと、公立・私立の園児1人あたりの保護者負担金という事でございます。これにつきましては、斑鳩幼稚園が今現在、3歳児でございますけれども月額5,700円、入園費についてはとっておりません。保護者の年間負担額につきましては68,400円でございます。それと、法隆寺幼稚園以外にあと3町4園の私立幼稚園の月額の平均でございますけれども、14,125円の保育料、入園につきましても平均で31,250円、その他の園則に定める経費といたしまして年額25,250円の平均という事で、合計226,000円の月平均ということでございます。それと、これらにつきましては、今までは国の基準によりまして、取扱いということでござい

ますが、末に書かせていただいております町独自の取扱いといたしまして、法隆寺幼稚園に対しまして、私立学校法人に対する助成金といたしまして、当初100万円から平成5年からにつきましては年額30万円という事で助成金として助成をいたしているところでございます。以上です。

委員長 説明が終わりました。質問あるいはご意見がありましたらお聞きして参りましょう。

西谷委員 今回の説明の中で私立幼稚園の園児一人あたりの保護者負担と4私立幼稚園平均という形で出ているけど、陳情書でてるのは法隆寺幼稚園なので、法隆寺幼稚園が保育料どれだけとっているのか、あるいは入園料どれだけとっているのか、それとその他園則に定める経費年額いくら、という部分の分を教えてくださいませんか。

教委総務課長 法隆寺幼稚園でございますけれども、保育料月額12,500円でございます。入園料につきましては20,000円、その他園則に定める経費といたしまして施設整備費という事で24,000円という事で、トータルしますと194,000円という事でございます。

西谷委員 そしたら、資料1で見ると、例えば法隆寺幼稚園の場合には保護者の年間の負担額は194,000円。それに対して一番最初の法隆寺幼稚園就園奨励費事業一覧表を見ますと、1人あたりの減免額が157,000円というのが2人おられるから、単純に見たら例えば157,000円の減免を受けておられる方というのは、194,000円私立幼稚園にお金を支払って、町から157,000円の経費をもらっているという考え方でいいのですか。

教委総務課長 国の補助金という事で、限度額の157,000円を補助されるという事です。

西谷委員　　という事は、最高額の方については例えば年間194,000円から157,000円引きますと37,000円、年間37,000円で私立幼稚園へ行けるという事でいいですか。

教委総務
課長　　そうです。

西谷委員　　それともう一つなんですが、陳情書の中で園児1人あたりにかかる経費について公私間の格差や保育園との格差が生じないようにお願いしたい、という事が書いてあるんですが、どういう意味を言われているのか分からないので、担当課の方で、公私間の格差や保育園との格差が生じないというのは、どういう格差を言っておられるか具体的に、町はどんな風に考えているのか。僕はちょっと理解できない。

教委総務
課長　　陳情書にもございますように、当初、今これが出されている中身につきましては就園奨励費料金が一般財源化されますと、当然幼稚園運営については厳しくなってくるという事の中で、従来から斑鳩町の中で私立の幼稚園につきましては1園ございまして、その中で色々、3園公立幼稚園ができますけれども、その中で色々町に対して私立の幼児の教育の充実に努めてきているという中で、こういう補助金が削減になりますとだんだん厳しくなるので、そういう公立と私立との差をなくして、私立幼稚園に対しても補助していただきたい、今までの状況で補助していただきたいという事でお願いされているという風に考えております。

西谷委員　　僕はそうではなくて、園児1人あたりにかかる経費について公私間の格差や保育園との格差が生じないようにお願いしたいというのは、これは単に保育料そのものをおっしゃっているのか、例えば児童1人あたりの公費負担とか設置者負担とか、そういう格差を言ってるのか、その辺違うのかなと思うんですけど。

委員長

質問されている内容について、記から以降に3項目書かれていますけれども、陳情書の真意が非常に分かりにくい面が多いという事で、一度きちっと法隆寺幼稚園の方に照会してみよ、という事も言いました。我々の理解としては、陳情書の文書の一番最後であります、斑鳩町におきましても今までの私立幼稚園施策が後退することのないようにせよ、という事ですから、基準の関係というのは全体的な面として、今は地方6団体が要請しているわけですから、その中の事を言っているんだという風に理解をする。今ひとつは末尾に書いてますように、斑鳩町独自としてはだんだん減額してきましたけれども、30万円特別に法隆寺幼稚園については町から補助をしている。ですから、この30万円を減らさないでくれという事であるとするならば、そのように理解をしたいんだが、という事で一度聞いてみよという事で担当事務局にも言いまして、ところが文書で記と書いてる関係のところは色々書いてますけれども真意としてはそういう事を言いたかったんです。町が今まで補助してくれている30万円というものを確保してほしい、減らさないでくれ、という事が真意でありまして、他のところは色々、私立幼稚園の全国のものがあるらしいんですけど、そういう事を全部書いているので、同じように書かせてもらいました、というのが真意なようです。ですから、今、西谷議員が言われるような事について、私どももどう受けとめたらいいのかな、という事がありまして色々事務局を通じてただしてもらったんですけど、今言っているような事が本音のようです。ですからそのように理解をして処置をしたいという事で、これ以上の説明の関係を言ってみてもややこしいだけなんですけど、ただ、最後に私は教育長に現在斑鳩町が公立幼稚園に援助しているという関係については持続していく気持ちがあるのかなのか、予算前なんですけど、そういう事などきちっとお聞きをして、その意思について町長も同じような考え方を持っているのかという事を確認して、この陳情書の取扱いについては皆さんとご相談申し上げたいという風に思っているんですけど、そう進める以外にはないのでは

ないでしょうか、ある意味では。だからとりあえず教育長の意向を聞く事にしたいと思いますからご了承下さい。

教育長

この陳情書について大変ご苦勞いただいております。まず、記の一つ目でございますが、就園奨励費が一般財源化されても、絶対に現行制度の維持・充実していただきたい。こういう事でございます。この件につきましては、私立幼稚園の設置者が幼稚園に在園する児童の保護者に対しまして、入園料及び保育料を減免する場合に斑鳩町は国の基準の範囲内において、助成、補助をするという事で、今日までも実施してきたところでございます。この事から現在国の方でこの補助金の一般財源化という事も言われてきているわけでございます。言われておりますけれども、現在国の制度が相続しているところでございます。そうした中で現行どおりの国の基準の範囲内において、補助をしてまいりたいと考えております。今後、三位一体の改革におきまして就園奨励費補助金が一般財源化になれば、町としても他の補助金との均衡もありますので、補助金の削減・縮小も考えていかなければならないのではないかと考えているところでございます。町財政との関連もしてくるわけですが、現在のところそういう考えをしております。次に二つ目の公立私立の格差という事でございます。これは要綱に基づきまして国の基準、範囲内において補助している中で、特に町の補助金につきましては町独自で要綱に基づきまして実施させていただいているところでございます。そうした事については今後も幼児教育の充実を図るためにも、そうした情勢は継続していきたいと考えているところでございます。最後の末尾に書いてあります私立幼稚園の施策が後退しないように、という事でございますが、これにつきましては私立学校法隆寺に対しまして助成金として、法隆寺幼稚園に対しまして、当初斑鳩町に公立幼稚園がない時代からの町内に1つの私立幼稚園として幼児教育に携わってきていただいたわけでございますが、そうした幼児教育の進行を充実するためにも法隆寺幼稚園に対しまして現在30万円の助成をしております。この助成につきましても今後も当分

の間、実施していく考えでございます。あと、格差につきましては、斑鳩町立幼稚園につきましては地方交付税の交付税基準といえますか、その基準額にあわせまして町の保育料を決定させていただいております。これは以前の総務委員会の中でそういう風に保育料の決定をするようにという事でさせていただいております。現在、その格差があまりありませんので、今のところ若干200円か300円の差はありますけれども、現在以前に改正させていただいてから今日まで町の保育料については改正させていただいておりません。今後そうした地方交付税の算定基準の動向を見まして、町の保育料の改正という事も考えていきたいと思っております。以上でございます。

町 長

今、教育長が言いましたけれども、この関係等については、幼稚園というのは、私はやっぱり発足された当時は私立にお願いをしたいという事で、国の方も政治家の皆様方がそういう幼稚園連盟を作られて発足してきた。結局子どもさんがたくさんいる場合は非常によかったけれども、最近特に少子化、少子化という事で、各園幼稚園の奪い合いをしますから、そういう事の絡みになって今ようやく国の方が三位一体の改革の中で、来年度から就園奨励費についても、一般財源化したいという事になってまいってきておると思っています。私はやっぱり以前も西谷議員から予算か決算の時に就園奨励費について町長の考え方を、これについては一致しますな、という事もあったわけですが。私はやっぱり就園奨励費というのは、見ますと、194,000円が157,000円で37,000円でいけると。斑鳩町立幼稚園68,400円払うわけですから、そこらのバランスを考えていったら今はいいわ、いいわできてたと、私は国の制度に基づいて補助金についてはきたと思っておりますけれども、やっぱり三位一体の改革で見直しとくれば、私はやっぱりそういう痛みは当然していかなかったら、これ恐らく、法隆寺幼稚園では入園料20,000円、あるいは12,500円という関係についても、愛の園、信貴幼稚園だったらもっと入園料が高いのか、その辺は分かりませんが、どちらにしても

三郷町は三郷町で信貴幼稚園とかそういう所には園児1人あたりいくらかという事で助成はされている事があると思います。斑鳩町は30万円、これは当然30万円というのは今、現段階では30万円を維持していきますけれども、やっぱり就園奨励費の関係については国が現時点で申されているように、私はやっぱり来年度等については改革をしていかなかったら、いずれやっぱりこのままいいわ、いいわとしたら、園児の方々にも、募集をされている関係等もございますし、そういう事も踏まえる中で、斑鳩町の方、全てかと言ったら、大和郡山あるいは他からも園児が来ておられますから、そういう事も十分踏まえて検討していかなければと思っておりますし、この就園奨励費というのはまさに私は、恐らく、この間奈良県私立幼稚園連合会の臨時総会か何かされたと思いますけれども、恐らくこの項目全部が幼稚園は行政府のところに申し出をせよということで、統一の文書が出てると思いますが、やっぱりそういうところについて、かなり我々としても来年度はこの三位一体の改革、税源移譲が1兆2千億という事でございますから、かなりシビアに考えますと、2兆4千億のカットですから、それで1兆2千億ですからとても当てはまらないわけですから、そういう事を踏まえる中で、よっぽど真剣に取り組まなかったらと思っております。今、委員長がご指摘のように、町長の考えという事でございますけれども、30万円については町として斑鳩町の私立幼稚園として存在をして、色々とお世話をかけてますから、30万円については維持をしていきますけれども、就園奨励費については一般財源化になる中で検討を加えて参りたいと考えています。

委員長 それぞれの考え方が述べられましたので、それらを含めてご意見・その他ございませんか。質疑・ご意見。

西谷委員 引続き私で申し訳ない。今、町立幼稚園全児童数が319人という事なんです、斑鳩町の町立幼稚園の中の定数、定員に対して定員割れなのか、それとも完全に定数を満たしてるのかどうか、その辺のと

ころはどうなんですか。空きがあるのかないのか。

教委総務 総数でいきますと定員は割れております。クラス別で言いますと、
課長 まず斑鳩幼稚園ですけれども、定員でいきますと3歳児が40名、4歳・5歳児が140名という事で、180名の中で在園しておりますのは131名という事でございます。西幼稚園につきましては3歳児が定員20名、4歳・5歳児が140名という事で、160名の中で在園が99名という事でございます。東幼稚園につきましては、3歳児が20名定員で4歳・5歳児が140名という事で160名の定員の中で在園が89名という事でございます。

坂口委員 お聞きしたいんですけれども、園児の数なんですけど、法隆寺幼稚園先ほど全園児159名と聞いているんですけど、この資料1の経費の比較のところでは法隆寺幼稚園全児童数287名になっているんですけど、これの違いをちょっと聞かせて下さい。

教委総務 これにつきましては町外の方もいるという事でございます。

課長

坂口委員 159名というのは町？

教委総務 斑鳩町から法隆寺幼稚園へ入園、来園されている方。

課長

坂口委員 分かりました。

小野委員 以前から公立の幼稚園の、定員割ではなくて余裕があるかどうかといういろんな議論の中で何故だという事で、色々な同僚議員が質問されていたと思うんです。私はその事については全然質問もしてなかったし、その時に確か答弁として、地域地域で、例えば法隆寺幼稚園何人か行くといったら、帰ってきてからの環境というんですか、それらについてやはり固まって法隆寺幼稚園へ行くんだという事で、それで

まだ余裕はある、公立の幼稚園も充実させていただいて、人数が増えてきたと思うんですが、なかなか保育の形というのか、ニーズにあまり上手い事合わないの、そういう要素もあつて行かれた。そういうような説明もされていたと思うんです。今、奨励事業が一般財源化されるという事で、そういう事でやはり法隆寺幼稚園へ行かれる方が減るというような見込みが出てるのか、今までからの公立幼稚園の定員に余裕があったという事と、公立幼稚園への色々な改善要望とか、色々な事があった。その中の事も踏まえてちょっとこれが仮にもしに、町長も教育長もおっしゃったように、一般財源化されたらできないというように私は受けとめたんです。ただ、30万円というのは続けていこう、予算の範囲内でいこう、というような感じで聞き及んだんですけど。それらについてなくなってきたら公立の幼稚園が増えてくると思っておられるのかどうか、その辺見込みについて、ちょっと難しいと思いますけど、どのようにお考えですか。

町 長

私は就園奨励費がなくなる、という事になって参っても私は私立は私立として存続をされていくと思います。というのはやっぱり色々調べますと斑鳩幼稚園の場合、あるいは公立の幼稚園の場合は地域によって、抽選でその地域の方が1人でも抽選でもれた場合には、一緒に友達が行けないから町立幼稚園に行くという事に。やっぱり抽選をされていますから、そういう現状を考えますとやっぱり私はまだ、私立というのはメリットあるのではないかな。公立の保育所へ預けている方でも途中から法隆寺幼稚園に入ったり、という方もございますから、私はやっぱり現状から考えますと287名というのは、斑鳩町以外で128名というのはかなりの方が来ておられますから、町内でもやっぱりかなり人気があるのではないかな。また、やっぱり子どもさんが二人おられたら、上が法隆寺幼稚園行ったら下も法隆寺幼稚園という事になりますし、その点で私はやっぱり、少子化の関係には影響はしてくると思う、だんだん子どもが減ってくるという。ただやっぱり斑鳩の公立の幼稚園についてはやっぱり定員が割れていくというの

は事実だと思います。当時は一園のものが西にでき、東の方にもできましたから、現状から考えますと少子化の中ではこれからは公立の幼稚園も厳しい運営を強いられていくのではないかなという事で、逆に議員さん、議会からもまたもっと公立幼稚園に園児がたくさん来てくれるように努力せよ、という事にもなってくるのではないか、と思っております。

委員長

ちょっと難しくなってきたんですけどね、この陳情書の性格をどう受け止めるか、という事の意志統一をしないと、ちょっと結論も出しにくいと思うんですよ。この陳情書を、いわゆる政府と地方6団体が色々言って、この教育費の関係の特定財源化を目指す考え方と一般財源化を目指す考え方が対立しているわけですよ。特に6団体の関係でも言っているんですけど、この幼稚園などの奨励費の関係などについてはさっきの関係で入ってますし、一方では中学校の教員の関係の費用を言っている内容があるわけですよ。先ほどの答弁を見ますと、この奨励費については国の決まり方によっては、基準の決め方によっては従わざるを得ないという教育長の言い方。あるいは見直しは必要であろうという町長の考え方があるわけですよ。ここでは陳情の関係を幼稚園の奨励費、その他の関係についても現在より下げるな、という事で受けとめて我々は陳情とする、ということなのか、答弁はそうなっていると。もう一つは斑鳩町独自でしている斑鳩町内にある私立幼稚園というのは法隆寺幼稚園しかないんだから、今までそういう立場で、特別な補助をしているけれども、それを続けてくれよ、という事なのか。あるいは町外からも色々行ってる方があるという事で今の前段の関係がありますね。この辺をどう、我々が認識をしながらこの陳情書の扱いというのか、結論をどうまとめるのかという事になってくると思うんですよ。幅を広めていくと国の施策の関係になってきて、今、それがいいとか悪いとか我々が即断するような状況にはない、ここにはあるかも分かりませんが、そういう状況ではないと思うんですよ。この辺どうなんでしょうね。それをまず委員会として

まとめるか、どういう認識に立つか、という事によって結論というのは自ずから整理の仕方が変わってくると思うんですよ。この辺どうなんでしょう。

だからこの陳情書についての我々の受け止め方なり、理事者側の受け止め方、それぞれ必ずしも一致しているという風には言えないと思う。そういう面での資料づくりをお願いした事ではなかったんですけども、どうもその辺があいまいなんですよ。今の答弁を聞きますと。

どうしますか。もう10時30分になるのでちょっと休憩しましょうか。休憩してその間に一服して、そのまま委員の皆さんの意見調整を図ってみるという事にしましょうか。

そして結論にしましょう、仕方ないですね。そうしましょう。若干休憩します。

(午前10時27分 休憩)

(午前11時12分 再開)

委員長

再開致します。休憩前に委員の皆さんのご意見と理事者側等の見解などもお聞きをしましたが、この陳情書の内容をどう理解するかという事についてですけれども、1項目に書いてますように、就職奨励費が一般財源化されても絶対に現行制度を守れ、という関係を言われています。こういう事についても既に議運の時には検討してもらいたいという事で配付をされておりまして、議会運営委員会で審議をされる事になると思いますけれども、議長会の要請している決議、意見書があります。今一つは文部省が主張している立場のものがあります。それから地方6団体が主張している動きがあります。教育長と町長の先ほどの答弁にも、どう受け止めるかは別にして、答弁があります。というような事等などを判断して、一体委員会としてどう取りまとめるか、という事について色々総合的にご相談をいたしました。この陳情書について、2つの点を焦点として取り上げる事にいたしました。一つは地方分権の時代において、どう教育関係機との地方の在り方をま

とめるか、という事についてはここでは奨励費が一般財源化されても、という事を言ってます。一般財源化されてもその事は補償せよ、という言い方。これは文部省も文化庁も言ってるような関係があるんですけども、そういう事について今結論を出す状況にないし、決議要請されているものをどう取り扱うか、という事との整合性をやっぱり考える必要があるだろうという事も考えます。さらにもう一つは斑鳩町内で唯一の私立幼稚園である法隆寺という関係と特別な配慮をしている事もありますから、その事も意味しているのかなというような事等を勘案いたしまして2つに整理をいたしました。総務常任委員会はこの陳情第4号に対するとりまとめとして次のようにまとめました。これは全会一致であります。

斑鳩町内で唯一存在する私立法隆寺幼稚園に対し、町独自で行っている30万円の助成については、来年度も助成することが妥当だろうという判断をしました。2つめには、地方分権の時代を迎え、三位一体の原則に基づく地方財源のあり方を慎重に見極め、その対策を講じていくべきである。今ここでどうする、こうする、という事を述べるという事は時期尚早であるし軽率であるという判断をして、こういう風に2つの面でまとめました。以上の内容をもって、その措置を行政側に求めるという事を総務常任委員会の本日の委員会の結論にするという事に休憩中に取りまとめをいたしました。再度委員会でこの内容についてご確認をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか、よろしいですか。

(了 承)

委員長

それでは委員会として総意を取りまとめをいたしましたので、行政側としてもその意を十分にくんでご配慮いただくようお願いをしたい。少なくともひとり走りをしていないように十分ご注意いただきたいと思えます。

それでは以上で陳情第4号に対する議案については終りたいと思

ますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは終わる事にいたします。
それでは、付託事案の関係についてはこれで終了致します。

委員長 次に継続審査事案であります。斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、保存整備に関する事についてであります。特に報告があれば受けておきます。

生涯学習 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する事に
課長 ついて少しだけ簡単にご説明申し上げたいと思います。

まず藤ノ木古墳の整備に関する事については、前回11月26日の委員会で報告したとおりでございまして、その後の状況は変わっておりません。

史跡中宮寺跡の公有化につきましても、本日、最初の付託議案で用地取得についてご承認賜りましたところございまして、その他に状況は変わっておりません。

それから、その他文化財の関係につきましても、最初に町長が挨拶で申し上げましたとおり、法隆寺南大門の若草伽藍の現地説明会を12月4日、5日、町民対象に11日に開催したという事でございまして、それらを含めまして状況は変わっておりません。非常に簡単でございすけれども、以上でございすので、よろしく願い申し上げたいと思います。

委員長 レジメに書かれていますからここで取り上げましたけれども、本来、この関係は閉会中の継続審査事案でありまして、委員会当初に報告している内容と全く変わりはありません。従いましてこれは単に継続審査事案として今後更に閉会中の事案にするという事だけをここでご

確認をいただいて、終っておきたいと思うんですが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは独断のようでありますけれども、継続審査事案については終っておきたいと思います。

委員長 3つ目に、各課報告事項であります。前回の委員会でも色々議論をいたしておきまして、一定の総務委員会結論を出しておりますが、大字龍田財産区（下司田池）に係る建物収去土地明渡請求事件について、その後の対応について前回委員会で理事者側にその態度の決定を任せたといいしている事項であります。その後理事者側の態度が決定したようでありますので、報告を受けたいと思います。

企画財政課長 本件につきましては、先の総務常任委員会におきまして、相手側が求める和解協議に応じるかどうかについては、委員会議論を参考に弁護士とも十分に打ち合わせ、町長の判断に委ねるとの取り纏めをいただいたところでございます。町としましても、これまでの裁判において、和解の話合いをしてまいりました経緯も踏まえまして、やはり、今一度、和解の話合いをしてまいりたいと考えております。ただ、町としましても、相手方から提示をされました和解案に応じるか否かということではなしに、委員皆様からいただきましたご意見等を念頭にいれまして、また、弁護士とも十分相談いたしました中で、和解案を検討し、こちらから提示をしていきたいと考えております。どうかよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

委員長 前回の委員会の結論に基づいて検討した結果、協議には応ずると。そして応ずるについての町側の基本的な態度、姿勢については現在弁護士と打ち合わせ中であるという事の報告であります。特に何かございますか、質問。

小野委員 そのように方向付けを委員会でいうように、有り難く思っております。偶然先日、12日なんですが、龍田第一自治会の連合会の忘年会にお招きを頂いてましたので例年のように参加しました。その中で旭ヶ丘の自治会長が、どうなっているのか、一回総務の方へも聞きに行きたいんだけど、という事で、少しだけ話をさせていただきました。色々この裁判については終りを迎えるというのか、控えてますので今議会にも報告頂いて、議会からも一定の方向付けをお願いしてますのでもう少し待って下さい。今、総務の担当の方に聞かれてもたぶん、もう少し待って下さいという事だけお願いしておきました。地元へ説明というのか、それは大きな変更があった時にしておられたと思うんですが、それについて地元の方から何か問い合わせとかないんですか、その点だけちょっとお聞きしておきたいと思います。

企画財政課長 この3月でございますけれども、旭ヶ丘自治会の総会にもご説明にあがらせていただいております。その後の経過につきましては、夏頃だったと思うんですけれども、地元旭ヶ丘の被害者の会と申しますか、その関係の方から連絡をいただいた中で説明をさせてもらっています。

小野委員 今年3月の自治会の総会でという事で、今の自治会長が3月に総会を開こうとしてはるのだから、それでちょっと打ち合せに行きたいという意思表示だったのかなと思うんですけれども、課長の答弁で。これは旭ヶ丘自治会の総会でまた今までの事をちょっと説明するとか、もう少しというような事なのか、まだ何も検討しておられないんですか。

企画財政課長 今現在方向付け、町の方向付けという事でお話をさせていただきますけれども、議会のご了解を得る中で確定をいたしましたらその自治会の方にお話をさせていただきたいと思っております。

教育長 ご指摘されている所につきましては、小野議員さんからご指摘をいただきまして調査させていただきました。おっしゃっていただいているように、躓く危険も見受けられます事から改善をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

小野委員 私自身も、骨折されたという事を最近聞かされて、なんでそこまで放ってあったのだろうという事で、ただ、なかなか難しい話ですと言っているんですが、根本的に直すという方法で検討されるのか、どういう検討をいつ頃までにしようとされているのかお聞かせ願いたいと思えます。

教育長 建設課の技術者と相談させていただいているんですけれども、あの穴をカバーする蓋があるようがございますので、それを全ての開いている所に埋めていくというような考え方です。若干隙間開いてる所については何かの方法で詰めて躓かない様に配慮をしていきたいと思っています。時期については年内にそれを整理していきたいと考えております。

小野委員 年内という事は12月末までか、年度内ではないのですか、どちらですか。

教育長 この12月中に実施する予定です。

小野委員 早急にやってもらいたいし、穴が開いてるといふか、工法的にそれは必要なんです、雨水がそこへ入るんですから。それと蓋を開けたり閉めたりする為に必要。完全に殺してしまつたら、それは意味がないんです。それと施工されて何年かしてからなんです、段差もついていて、所々舗装で段差を、水路と里道との間を段差でアスファルト、レミか何か置いてあつた形跡があるんです。根本的にやはりレベル

にするような工法を考えてもらいたい。それは建設課にもそうして申出をやっているんですが、教育委員会も色々建設課と協議、部分的な施工の仕方は当初はそれでよかったけれども、その後の経過でとても危ないという道路になってますし、是非ともお願いします。

それともう一点なんですが、初日の本会議で私は開発公社の報告の中で、総括質疑でさせていただいた件なんですが、あの時は時間の事もあったし、今度取得される計画の土地について、どういう所だという事で質問したんですが、ちょっと答弁は、私の方からちょうどバタついておられたから、結構やという事は言ったんですが、当然それだけで済んでると思っておられるのかなど。今日の総務委員会までにも何ら担当の方から私の方に、こういう土地ですというような表示、報告がないんですよ。その事についてどのように思っておられるのか、総括質疑で議員が質問してるんです。その時にデータの的に持ってない、用途は何なのか、という質問だったと思うんです、最終的には。そしたらそちらの方で、例えば都市整備課の方へ聞いてみるのか、何かバタバタ担当の方へ。あえてそういう時に時間を止めるという事もやはりいけないと思ったので、私は今は結構ですというような事で本会議を進めてもらったと認識してるんです。それで全く総務委員会のこの日まで何もないという事はどういう事なんですか。

企画財政課長 確かに私の方でつい失意をしておりました。大変申し訳ございません。確かにお尋ねの土地につきましては、第1種住居地域でございます。よろしく願いいたします。

小野委員 失意、忘れてたと、それはどういう事や。そんなん議会軽視違うのか。今更そんな事言ってもらっても仕方ない。即、出してこないといけないと思う。議長にもちょっとお願いします。あの時総括質疑で私が質問してて、早く出しておけよ、と。議会が軽視されているんですよ、どういう事ですか。だからこそ、同僚議員が色々質問されている時にも言い放しはあかんという事ですよ。どういう意味で、答弁した

らそれで仕舞や、という事にもなってくると思うんです。私は今回は一般質問しませんでしたけど、だからその時にもういいわ、と言ったの、今はいいわ、という事。議長かて総括質疑で言ってるの、資料持っていったのか、とそれくらい一言言ってほしいと私は思うんです。同じように、私は今議員だから議長に言ってるけど、やはり担当課長が忘れてましたと。担当課長が忘れてた、それでいい。その上の総務部長はどうやねん、助役はどうや、町長はどうや。それを言いたくなりますよ。やっぱり職員の忘れてたという事に対しても、総合的に責任をもってもらわないと。それらについてちょっと、今後の事もありますから、一言いただきたいと思います。

総務部長 当然その関係について、時間の関係もあって後程で結構だ、という事でおっしゃっていただいたという事で、我々はその事については直ぐにでもフォロー、説明をお伺いするべきだったという事で、そういった面では反省をしないといけないと考えています。今後そういった事がないようにあらゆる面で注意していかなければならないという事で、単なる職員の失意ということだけで、埋め合わせるものではございません。十分反省したいと思います。

小野委員 今後は是非ともそういう形で、今の細かい話だけど、偶然開発公社の事で先ほども町長にも答弁いただきたいという事を言ってましたけど、やはりあの事も大きな問題なんです。だからそういう事から出発してくるんだから、委員会が終ればその後は知らないとか、本会議が終れば後は知らないというような態度でやってもらってたら、やはり議員として私はもっと追及していきますので、それらしっかりと再度認識してもらいたいという事だけお願いしておきます。終わります。

委員長 他に何かございますか。

森河委員 教育長に話はしているけど、体協の会長の宇治さんの問題、役員3

役でも寄ってもらって、対応をされたのか、されなかったのか、そうでなかったら、現状でそれを傘に着て、合併問題など、どこかで演説をされたというようなことを聞いていますので、そういう苦情も出ている中で、そういう事がいいものか、悪いものか、それとも、これではだめだということであれば、再三、教育長に言っているように、向こうに三役おられるのだし、その場で一度、話をされたらどうですか。住民からそういう声が挙がってきているという事を、問題にちょっとしてもらったら有難いなと思います。その点どういう風に考えを持っておられるのか、お願いします。

教育長

以前から森河議員には体育協会のことについて、いろいろご意見をいただいております。以前にもお答え申し上げました様に、体育協会の会長という、民間の活動をしておられる団体の会長という事で、そうした中での政治活動の規制というのは無い訳でございます。また、公選法においてもそうした規制が無いということがございます。そうした中での活動という事でされているところでございます。非公式ではありますが、役員の方にも、そういう話はさせていただいております。しかしまだ、結論という風には至っておりませんが、三役と会って公式にそういう話をしているということではございません。

今も申し上げました様に、そうした団体の活動について、行政がその会長の行動について、大きな批判といいますか、問題があるというようなことがあれば、当然、私の方からも申し上げなければならない訳でございますが、そうした今、定められている法律規制の中では、私の方から、そういう制限するという事については、非常に難しい面があるという風に考えておるところでございます。そういったところをご理解いただきたいという風に思っております。

森河委員

大きな問題というよりも、補助金というものを体育協会から出ているんだろ。これは大きな問題ですよ。教育長と私の考えはかなり違いますが、私はやはり町の補助金を使って、私的な事をしておるとい

事が、私が申し上げたいのは、それだけであって、それも色々な意見の事からの話の発端ですよ。私は何をされようと、そんなの構いませんが、そういう問題だけがあるということを知っておかないと、無いというような、大きな問題、個人的じゃないということだけ、頭に入れておいて下さい。

教育長 今、おっしゃっていただいて、大変申し訳ないのですが、私的な事という事になりますと、補助金の違法使用という事になってまいります。これは問題があると思います。私は補助金は体育、スポーツ活動に対しての助成という風に理解をいたしております。会長一人が、この補助金をどうこうという、独断でその補助金を活用しているということにはならない。やはり、体育協会の役員の中で色んな議論をされて、それぞれのスポーツ活動にご使用いただいているのではないかなと思っておりますので、あくまでも体育協会の宇治会長に補助金を出しているという事ではございませんので、その点のご理解を賜りたいと思っております。

小野委員 今の遣り取りで、疑問に思っているんです。森河委員は私的に使っているというような言い方をされておるんです。だから、そういう事が実際調査したんですか。それがはっきりと、教育長はそういうのには使っておらないと、ここで明言できるんで、よろしいんですか。

教育長 森河委員から、初めて聞かせていただきましたので、私の感じとして申し上げたと、失言かも知れませんが。公費で支出させていただいているという事で、当然公費の扱いはしていただいているという風に認識をいたしておりますので、そういう答弁をさせていただきました。小野委員におっしゃっていただいております様に、私的という事であれば、十分これから調査をさせていただく必要があるだろうという風に思っております。

委員長

他に何かございますか。

色々と意見なりが出ていますが、思いますのは、やはり理事者側と議会はいい意味での緊張感を持続しながら、対応することが一番よいと思います。そういう面について、些か、欠落している向きもあるのではないかということから、先程らいのような質問なり、意見が出ているように思います。そういった面について十分、意を尽くして対応していただくようお願いをしておきたいと思います。

ということで、この問題について打切っておきたいと思います。

委員長

それでは、閉会中の審議事案につきましてはお手元に配布しておりますが、そういう事で、ご承認をいただいております。

委員長

他になければ、これで委員会を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長

それでは最後に、町長にごあいさついただきます。

(町長あいさつ)

委員長

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前 1 1 時 4 4 分 閉会)